

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## Insurance Accounting Newsletter

### 「IASB に対し新しい保険契約の基準書に影響を与える最後のチャンス—新提案の詳細検討」

#### 要旨

IASB は 6 月 20 日に、保険契約に係る再公開草案 ED/2013/7(以下、2013ED)を公表し、10 月 25 日までコメントを受け付けている。このコメント期間は保険業界にとって 2014 年後半に公表が予想される新しい保険契約の基準書に影響を与える最後の機会となるであろう。

IASB は再公開草案の全文を公表したが、5 つの主要な領域についてのみコメントを求めている。  
コメント期限は 2013 年 10 月 25 日である。

最終の基準書の発効日は、2014 年後半に予定されている最終基準書の公表日から概ね 3 年後である。  
早期適用は可能である。

2013ED はこの新しい基準書の開発において重要なマイルストーンであり、従前の提案である ED/2010/8(以下、2010ED)の 2010 年 7 月 30 日の公表以降に開発された最重要領域を再公開するという IASB の決定事項に沿ったものである。

IASB は草案の全文を再公開したが、5 つの領域に限定してコメントを求めているのみであり、したがって新しい基準書の大部分はほぼ最終化しているものとして捉えるべきである。5 つの領域は、2010ED で示した当初のモデルから重要な変更があったと IASB が判断したものである。

これらの領域は以下のとおりである。

- i. 将来のサービスに関するキャッシュ・フローの変更を反映するための未稼得利益の調整
- ii. 金利費用の純損益とその他の包括利益(OCI)への分割
- iii. 基準の最初の適用に係る経過措置とすべての新しい要求事項に係る修正された遡及適用基礎となる項目と契約上の連動が定められている契約から生じるキャッシュ・フローの測定および表示
- v. 保険契約収益および費用の表示

6 月 27 日に FASB は保険契約に係る新しい基準の

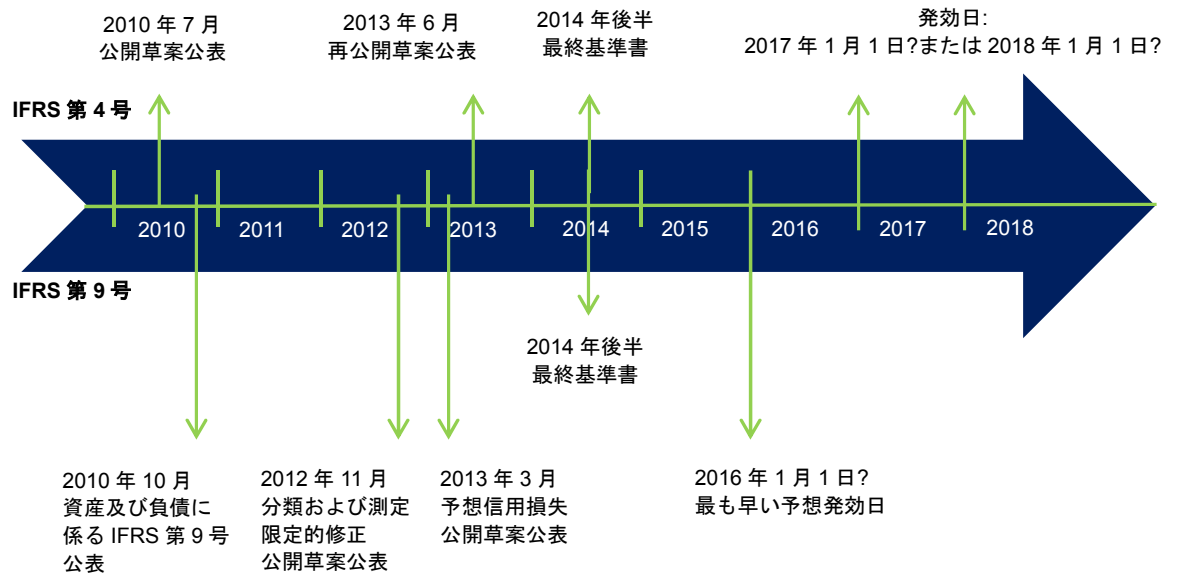
公開草案を公表した。この文書は IASB と共同で開発した保険契約に係る新しい会計モデルを提示している。しかし、本ニュースレターで過去数回にわたりコメントしたとおり、本提案は IASB の 2013ED と完全にコンバージェンスされたものではなく、依然として重要な相違点がある。この点については今回のニュースレターでは扱っていない。最後に、デュー・プロセスの観点からは、FASB は 2010 年にディスカッション・ペーパーを公表したのみであることから、この米国の公開草案はモデル全体についてコメントを受け付けている。

これら 2 つの重要な公開草案の公表に際し、IASB のみが新しい保険会計体制の発効日の見込みについて示唆した。IASB は 2014 年後半に予定される最終基準書の公表日から概ね 3 年間、準備期間として猶予を与えることを提案している。これは、最終化に向けた再審議の過程に時間を要し、IASB が月次で開催される会議のみでの運営を続けるのであれば、新しい基準書は 2017 年 1 月 1 日より前に強制適用されることはなく、2018 年 1 月 1 日となる可能性が高くなるであろうことを意味している。FASB は適用に要する時間について関係者からの直接の意見を求めることを決定しており、冬季の再審議の段階で発効日を決定すると見込まれる。

保険者にとって同程度に重要なのは、金融資産の会計処理を大きく変える IFRS 第 9 号「金融商品」の発効日である。本ニュースレターで以前に報じたとおり、IFRS 第 9 号の発効日は保険契約に係る基準書のそれと「分離」されており、下の図表のとおり 1 年から 3 年早く発効する可能性が高い。新しい信用減損モデルの最終化の遅れは、IASB が IFRS 第 9 号の発効日について 2 度目の修正案を可決する可能性があることを意味している。デロイトは、IASB がこのような事態の中で(訳者注: 2015 年 1 月 1 日

から)少なくとも12ヶ月シフトして2016年1月1日に変える可能性があるから見込んでいます。

今回のニュースレターでは、IASBがフィードバックを求めている2013EDの領域に焦点を当て、保険業界がこれらの領域に取り組むために、待ち受けている重要な経営課題について説明している。



### 測定に係る提案—将来のサービスに関するキャッシュ・フローの変更を反映する未稼得利益の調整

2010EDからの最も重要な変更の1つが、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更について、「**契約上のサービス・マージン**」(以下、CSM。以前は残余マージンと呼ばれていた)をアンロックするというIASBの決定事項である。

IASBは今とは、CSMの概念が、関連するキャッシュ・フローを生じさせる保険事故に先立って支払われる保険料の結果として、保険契約から見込まれる利益を表すものであると納得している。

CSMが保険負債の明示的な構成単位として当初認識時に繰延べられるという点は、2010EDから変更されていない。しかし、IASBは、契約開始時にCSMの償却をロックインすることは、保険契約の将来の収益性を正確に反映せず、保険契約のポートフォリオが不利に転じた場合でさえもCSMの純損益への解放が継続するといった直感に反する結果をもたらすことに納得した。

新しいアプローチは、保険契約のポートフォリオの事後測定において、保険契約の未稼得利益要素(CSMの繰越残高)を再較正することを要求している。この改訂されたアプローチの下で保険者は、CSMと同額かつ反対方向の調整として、将来の未経過のカバーに関連する将来予想キャッシュ・フローに関する保険負債の変動を認識することとなる。したがって、将来キャッシュ・フローに係る仮定の変更から純損益は生じないことになる。

事実上、IASBは、CSMがビルディング・ブロック負債の単なる初日差額(残余)であるという見方から、各報告日における保険契約の未稼得利益要素を忠実に表現するという、より動的な役割を担う残高であるという見方にシフトしている。残余マージンからCSMへの名称変更は、保険契約の予想される将来の収益性をこの測定値が捕捉できることに目を向けさせることを目的としており、新しい会計処理プロセスは、この予想される収益性を、保険契約のカバー期間にわたって、また将来の履行キャッシュ・フローの見積りの変動を考慮して、客観的かつ整合的に配分しようとしている。

このような見方を適用するに当たり、当該契約が属

する保険契約のポートフォリオが当初認識時に不利である場合を除き、保険者は、履行キャッシュ・フローと同額かつ反対方向の金額、またはより簡潔に言えばキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフロー（リスク調整を含む）の現在価値の差額として、当初認識時のCSMの金額を算定しなければならない。キャッシュ・アウトフローが減少する場合に保険契約の収益性が高くなる一方で、キャッシュ・アウトフローが増加する場合に保険契約の収益性が低くなることは明らかであり、将来キャッシュ・インフローについても反対のことが言える。新しいアンロックの仕組みは、正味キャッシュ・アウトフローの増加（または減少）が将来のカバーまたは他の将来のサービスに関連するキャッシュ・フローに関係している場合に、その差額は当期の利益で調整せず、CSM負債を減少（または増加）させることを要求している。したがって、保険契約からの将来利益の見積りの減少を反映する変更はCSMと相殺され、保険者がカバー期間にわたって契約上の義務を履行した結果としてCSMが将来の期間において純損益に解放される場合のみ純損益で認識される。

IASBは、不利な変動(Para30(d))の結果としてCSMを減少させる金額に制限を設けており、CSMが負の値(Para30(d))になってはならないこととしている。当該変更があまりに不利でポートフォリオのレベルでCSMが負の値となる場合には、CSMの繰越残高の全額を解放した後、不利な契約負債を直ちに純損益に認識しなければならない。

一方で、将来キャッシュ・フローの見積りの変更が保険契約の将来の収益性を増加させる有利なものである場合には、当該増加分はCSMに加算され、カバーおよびサービスの義務の履行に伴って純損益に認識される。IASBは有利な変動の結果としてCSMを増加させる金額について制限を設けていない。

#### CSMのアンロックに関する主要な考慮事項

CSMは将来のカバーまたは他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの現在の見積りと過去の見積りとの差異についてアンロックされるという原則には、以下のようないくつかの重要な適用指針が付属する。

- 発生保険金の見積りの変更は、常に純損益で認識される。
- 実績差異が将来のカバーに関する場合、CSMはその実績差異について調整される。すなわち、将来のカバーに関する当期の保険料

受領額がより高いかまたはより低い場合、純損益で認識するのではなく、CSMを調整する。

- 投資要素の返済の遅延または早期化は、時期の変化が将来のサービスに関するキャッシュ・フローに影響を与えない限り、必ずしもCSMを調整させない。
- 資産に依存するキャッシュ・フローを有する契約については、その依存に基づく変動によって将来のカバーまたはサービスに関する将来キャッシュ・フロー（例えば将来の資産管理報酬）が変動する場合のみ、CSMは調整される。しかし、それらの資産の評価損益は、保険契約の未稼得利益に関係しないので、CSMを調整させることはなく、代わりに直ちに純損益またはOCIで認識される。

2013EDでは、2010EDの要求事項を改訂し、当初認識時に算定された市場整合的な割引率を用いてCSMに対する利息を発生計上することとし、さらに、この割引率は報告日現在の市場金利を反映させるような事後的な修正は行わないことが要求されている。この要求事項は、利息の発生計上プロセスの単純化を意図している。これにより有用な情報が提供されることになる。なぜなら、上記は当初価格付けされた保険者の予想とリンクしているためであり、また、後述の「OCIによる解決策」のもとで要求される会計処理すなわち貨幣の時間価値を純損益で会計処理することと整合しているためである。

#### CSMの会計単位

2013EDでは、当初および事後にCSMを算定するために要求される契約の集約レベルが明確化されている。当初認識時点では履行キャッシュ・フロー（リスク調整を含む）と同じポートフォリオの集約レベルでCSMを計算することが要求される。キャッシュ・フローの期待現在価値は、その基礎となる確率分布の統計的平均値であることから、その集約レベルはリスク調整の集約レベルが何であれ同じである。このアプローチにより、リスク調整計算に関係するすべての分散効果がCSMで捕捉され、純損益には流れないことになる。

事後測定におけるCSMの会計処理は現在、2つの要素を有する。

最初の要素は、契約上の義務の履行の結果としてのCSMの減少は、より細かい単位で行われることである。なぜなら、CSMは集約したレベルで決定され、ある契約のカバー期間の終了時に、その契約

事後測定において、CSMの集約レベルは当初認識に使用されるものより細かいレベルとなり得る。

集約レベルの選択は、保険契約のカバー期間終了後にCSMが全て純損益に認識されるように行うべきである

に関連する CSM を純損益で認識することが、2013ED で要求されているからである。

これは、CSM を会計処理するための許容可能な集約レベルとして契約のグループを使用することを禁止するものではなく、また、共通の当初認識日（相互に十分近接している場合にはその日）および共通のカバー期間は、そのようなグループの定義に必要なパラメータとなる可能性が高い。CSMの純損益への解放を忠実に会計処理するために第3の要素も必要である。その要素とは、第32項の原則を達成するように保険者がデザインするパターンである。同じ期に類似のカバー期間をもって当初認識される契約群に異なるパターンが適用され、それらの集約された契約をさらに分割することが要求される可能性がある。

2つ目の要素は、ポートフォリオのレベルで実行される CSM のアンロックである。このポートフォリオは 2013ED では次のように定義されている。

「次の両方に該当する保険契約のグループ

(a) 同様のリスクに対するカバーを提供し、引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。

(b) 単一のプールとして一括して管理されている。」これが意味するのは、同じポートフォリオ内において、将来キャッシュ・フローの変動の影響を計算するために、そのポートフォリオが存在していた複数年度にわたって認識された CSM のコホートを使用できる、ということである。2013ED では、CSM のテストを個々のコホートベースで行うことは要求されない。したがって、各コホートに起因する不利な変動も有利な変動もポートフォリオレベルで集計して考慮する必要がある。結果としての CSM の調整はすべての CSM のコホートにわたって比例的に適用される必要がある。しかし、新契約の損失は、同じポートフォリオ内の既存コホートに係る CSM と相殺することはできない。

## 表示に関する提案—割引率の変動による保険負債の変動の OCI への表示

市場金利の変動が保険負債および対応する債券に与える影響に対処するため、IASB は、保険契約の割引率による巻き戻し（すなわち、金利費用）を OCI と純損益に分割して表示するよう要求することとした。同時に、特定の負債性金融商品について、公正価値で測定し、公正価値の変動を OCI で認識し、純損益は償却原価の会計処理を用いる、金融資産の新しい測定区分を導入した。

2013ED では、純損益で認識される金利費用は、当初認識時に適用された過去の市場割引率を常に使用して計算することが要求される。

一方で、現在の市場金利に基づく割引率を使用する保険負債の再測定に関しては、OCI で認識される。その OCI に計上される金額は、同じ履行キャッシュ・フローに対して 2 つの割引率を用いて計算した金額の差額として計算される。

このアプローチにより、本質的に保険者は貸借対照表数値に関する 2 つのデータを保持することが要求される。一方は、現在の市場金利により決定される実際の貸借対照表計上額として利用される。もう一方は、報告日時点で有効でかつ最も古い保険負債の当初認識時に適用された率まで遡った一連の過去の割引率により、純損益計上額を計算するためのみに使用される。

この要求事項は、未経過カバーが発生保険金に関係するかどうかにかかわらず、保険契約から生じるキャッシュ・フローのすべてのタイプに適用される。

## 再公開草案の要求事項と IFRS 第 9 号との関係

前述の通り、保険契約の「OCI による解決策」と同時に、IASB は IFRS 第 9 号の限定的修正「金融商品：分類及び測定」も公表した。これにより、その他の包括利益を通じ公正価値で測定される (FVOCI) 負債性金融商品という、金融資産の新しい測定区分の導入が提案された。

この区分では、特定の負債性金融商品の公正価値の変動を OCI で認識し、純損益については償却原価の会計処理が要求される。この新しい区分は、金融資産が償却原価として会計処理するために要求されるキャッシュ・フローの特性を有しており、それらが「保有および売却する」事業モデル<sup>1</sup>に従って管理されている場合のみ、利用できる。

金融資産および保険負債に関するこれらの決定事項の組み合わせは、時とともに巻き戻される割引率の変動による影響から、引受に関する業績の影響を分離することを目的としている。このアプローチは、2010ED の提案により重要な会計上のミスマッチが引き起こされるという保険者からの主要な懸念事項

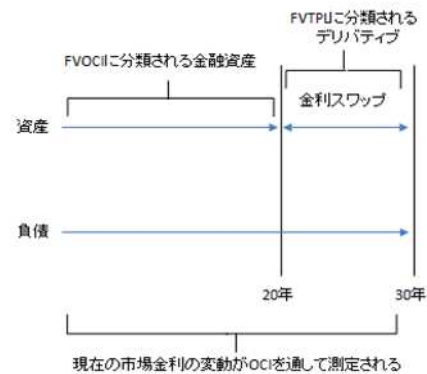
<sup>1</sup> 契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみである特定の金融資産であり、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で管理されているもの。



に対応して、IASB により開発された。すべてが純損益で認識される場合、現在の割引率による保険負債および金融資産の変動の大きさや異なる会計上の取扱いにより、保険者の営業業績は影が薄くなるか、または隠されることになる。

しかし、単純な負債性金融商品に関して市場金利の変動を OCI で表示するという IFRS 第 9 号で提案された表示方法が、IASB がこれらの並列的な提案により解決しようとした論点に対処するのに、常に十分であるわけではない。

例えば、保険負債のデュレーションが対応する資産のデュレーションよりも長く、保険者はそのデュレーション・ミスマッチをデリバティブでヘッジする場合、「OCI による解決策」による効果はデリバティブには適用されず、そのデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識される。



上記図表で示されるとおり、無配当契約（例えば定額年金）に係る保険負債を有する保険者は、事実上、OCI で表示される現在の割引率の変動と、市場金利の同じ影響がデュレーション・ミスマッチをヘッジするために獲得したデリバティブにもたらす変動との間に、会計上のミスマッチを生じさせることとなる。また、このデリバティブにより、固定の保険キャッシュ・フローの金利の巻き戻しをカバーするために十分な金利を得られない資産に 20 年後に再投資することが防止される。IFRS 第 9 号はこれらのデリバティブの公正価値の変動を純損益で表示することを要求している。

経過措置セクションで後ほど議論するように、IASB は、保険者に、新しい保険契約基準の適用により生じる測定または認識の不整合を除去または大幅に削減させる場合、保険負債に対応する金融資産を FVTPL に再指定することを認めている（2013ED C11 項）。しかしこの選択肢は、前述のデリバティブ

の表示には対処していない。

金融商品および保険負債に関する「OCI による解決策」の組み合わせ効果には、信用スプレッドに変動が生じた場合に、その他の重要な意味合いがある。

### 割引率の算定

2013ED では、現在の市場金利を調整し、保険負債に適用される現在の割引率カーブを入手するために、「トップダウン」または「ボトムアップ」アプローチのどちらかを用いて保険負債の割引率を算定する選択肢が採用されている。特に「トップダウン」アプローチでは、保険負債の割引率に残される非明示的な非流動性プレミアムを算定するために、負債性金融商品から信用リスクスプレッドを除去することが認められている。

最近の金融危機では、ソブリン債や社債に関して信用スプレッドが広がる、いくつかの重要な例が生じた。その時期に保険者が 2013ED を適用していたら、彼らは保有する金融資産を FVOCI 区分に分類していたであろう。デロイトの独自の調査によると、ほとんどの保険者は割引率を算定するために「トップダウン」アプローチを利用するつもりである。我々は、それらの会計アプローチの組み合わせ効果により、市場の混乱により引き起こされるボラティリティが純損益から除かれ OCI で会計処理されることになると考えている。それらの変動は保険者の資産負債ポジションの非流動的で長期的な性質により時とともに巻き戻されるという事実により、期間損益とは区分され続ける。同様に、その影響は、保険会社の OCI および貸借対照表において完全に明確となり、「OCI による解決策」が、重要なデュレーション・ミスマッチをヘッジするデリバティブに係る公正価値の利得および損失の認識を除き、その期の保険者の業績を忠実に表示するのに有効であることを示している。

2013 年 3 月の IFRS 第 9 号の分類および測定に関する公開草案に対するコメント・レターで、デロイトは、IASB に対し、IFRS 第 9 号の修正案および 2013ED で提案されている「OCI による解決策」を改善するため、生命保険者のデュレーション・ヘッジの実務を考慮した解決策を開発するよう提案した。

「我々は保険者の会計上の一部の論点を解決しようとするIASBの意図を歓迎するが、保険負債に対応させるために購入されるある種の資産について、FVOCIの事業モデルを適用する際にいくつかの困難があると考えている。この新しく導入された事業モデルは、保険負債に対応するがデュレーション・ミスマッチが生じている資産で、そのデュレーション・ギャップがデリバティブを用いて縮小されている場合には適合しない。なぜならデリバティブは常にFVTPLの事業モデルで保有されるためである。

...

我々は審議会に対して、マクロヘッジ会計プロジェクトの一部として、金融資産と保険負債の間に生じるデュレーション・ミスマッチをヘッジするために保険者によって使用されるデリバティブについて検討するよう要請する。マクロヘッジ会計の使用により、このEDで提案された第3の測定区分の導入によって解決されない損益ボラティリティの一部が軽減される。」

事実上、金利変動を2つの異なる表示に反映させるため、保険者は2つの貸借対照表を展開しておくことが要求されるであろう。

上記のとおり、割引率の変動をOCIと純損益に分けて表示するよう強制する決定事項の実務上の影響として、保険者が以下の2つの貸借対照表を保持する必要がある。

- a) 契約開始時にロックインされた割引率で発生計上する金利費用の巻き戻しを損益計算書で認識するための貸借対照表。
- b) 現在の割引率とロックインされた割引率との変動をOCIで表示するための貸借対照表。これは、財務諸表に含まれる貸借対照表計上額にもなる。

この表示により、基礎となる保険数理モデルにも影響が生じるであろう。なぜならそれらは、現在の金利に基づく貸借対照表計上額(上記のb)を用いて金利感応度の高いキャッシュ・フローに関する仮定を開発するしかなくなるからである。

2013EDでは次のように説明されている。「金利感応度の高いキャッシュ・フローに対する金利変動の影響をその他の包括利益に認識するためにその他の包括利益を用いることは、その他の包括利益に含めた金額が時とともに巻き戻されることにはならないことを意味する。これは、金利の変動が保険契約者に対する支払の変動を生じるからである。した

がって、このアプローチは、変動をその他の包括利益に認識することについてのIASBの論拠(引受及び投資の業績を、時とともに巻き戻される変動と区分すべきであるというもの)と整合しないことになる。」実際、このことは、保険数理モデルは現在の市場金利に関するすべての仮定を較正し、その後、純損益に含まれるべき貨幣の時間価値を計算するために二度目の計算を行うことを意味する。

「OCIによる解決策」の決定的な特徴の1つとして、OCI累積額で認識された金額を純損益を通じてリサイクルさせる仕組みがある。2013EDでは、(すべての関連する義務の履行または第49項に記載されている大幅な条件変更のどちらかにより)保険契約の認識を中止した時に、OCIに計上された金額が純損益に計上される。この事象は、予想より早く保険契約の認識の中止があった場合に発生する。

## 経過措置

IASBが2013EDでフィードバックを求めている重要な分野のひとつが、経過措置についてのアプローチである。2010EDとの主要な相違点であり、長期の契約を抱える保険者にとって特に重要なのは、移行日時点で有効な契約についてCSMを修正再表示する要求事項である。有効契約のCSMは、特に長期の保険者にとって、IFRSに基づく会計上の利益の主要な源泉である。

IASBは、多数の関係者から圧倒的に多くの懸念する声があがったことにより、移行時にマージンを認識しないことを強制するという2010EDで示された以前の考え方から離れることに納得した。関係者が強調したのは、従前の会計方針の下で繰り延べられた未経過カバーにかかる利益が損益計算書で認識されなくなり、それゆえ、財務諸表における経済的実態の表示を歪めることになる、という点である。

2010年のコメントレターでデロイトが第一に支持したのは、移行時にCSMを再較正することであった。完全な遡及アプローチには多額のコストと困難性があることは認めるものの、デロイトは、移行日時点で有効な契約についてCSMをゼロとすることは有効なポートフォリオの基礎となる経済性(すなわち収益性)を忠実に表現しないと考えた。

移行時において、保険者は過去の全期間に遡及して保険契約基準を適用することが要求される。しかし、完全な遡及適用が実務上不可能と思われる場合に、実務上の簡便法と単純化が用意されている。

新たな経過措置の提案は、完全遡及によるCSMの修正再表示を要求する。しかし、遡及適用が(IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて)実務上不可能とみなされる場合について、新たな提案ではいくつかの実務上の簡便法やある種の単純化を導入しており、それらは、修正再表示の作業を保険者にとってより扱いやすくすること、および、CSMの遡及修正再表示について最も古い有効契約が要求するところまで遡ることを目的としている。

新たな経過措置の要求事項の潜在的影響は、新たな会計モデルにおける要素に対してそれぞれ以下のように分析することができる。

・表示する最も古い期間の期首現在で有効な契約に係る**保険負債の帳簿価額**。保険者は保険負債を、契約ポートフォリオから生じる「履行キャッシュ・フローの期待現在価値」に「リスク調整」と「CSM」を加算して測定する。

CSMは、移行時に修正再表示された有効契約ポートフォリオの未稼得利益要素を示し、これは移行後、有効契約の残存カバー期間にわたって純損益で認識される。

・移行時前に財政状態計算書の資産側に計上された**繰延新契約費**。繰延新契約費の既存残高は、もはや財政状態計算書に表示されることはない。したがって、直課可能な新契約費は今後、保険契約負債の算定に使用されるキャッシュ・フローに含まれることになる。

・**CSM**は、移行日に有効なすべての保険契約について契約開始日から遡及的に算定される必要がある。CSMはすでに期間満了となった保険契約(すなわち、発生保険金に係る負債)に対しては認識されない。移行日におけるCSMを算定するために、保険者は、契約開始時まで遡り、CSMを新会計基準に基づき計算し、契約開始日から移行日までの期間にわたってそれを配分することが要求されている。こうして移行日(もしくは、表示する最も古い期間の期首)において算出されるCSMは、その後、リスク調整を加算した履行キャッシュ・フローの期待現在価値とリスク調整の合計額に加算され、また、移行時に繰越され将来の期間に純損益で認識される未稼得利益要素を表すことになる。

保険者は、当初認識時と表示する最も古い期間の期首時点の間におけるすべてのキャッシュ・フロー

見積りの変動を、当初認識時点で既知であったと仮定しなければならない。同様に、移行日時点のリスク調整は当初認識時点と同額であると仮定される。これらの実務上の単純化は、「事後的判断」の便益を利用するため、および、キャッシュ・フローの事後変動による契約開始時から移行日までの期間へのCSMの「アンロック」の影響を計算する必要性を実務的に乗り越えるための要求事項として導入されたものである。

2013EDは、保険者に実務上可能な限り遡及的に適用することを要求している。しかし、遡及適用が実務上不可能な場合に、このルールに対するいくつかの追加の単純化を導入している。CSMの遡及的修正再表示が実務上可能ではない場合、保険者は、「網羅的」な努力を行う必要はないが、合理的に利用可能なすべての客観的な情報を利用して見積ることを要求されている。2013EDは、遡及適用が実務上不可能な場合に保険者が客観的なデータを最大限に生かすことによってCSMを見積る努力をすることと、CSMを従前の会計基準を使用して測定された移行前の保険負債に含まれるマージンに較正することは避けるべきであることの2点を強調している。

CSMの修正再表示は、上述の事後の会計処理が可能となる詳細さのレベルで行われなければならない。これは、契約開始日、デュレーション、および基礎となる履行パターンを踏まえた契約のグルーピングを意味する。

・**移行時のOCI期首残高**。OCI期首残高の修正再表示では、前述のとおり移行時点で有効なポートフォリオに係る「OCIによる解決策」の影響を取り入れることが要求されている。ここで挙げた実務適用上の論点は、移行時点で有効なポートフォリオに係る当初認識時点での割引率の算定である。このロックイン割引率は、契約開始日に決定されたであろう割引率を使用して割り引いた移行日時点における期待キャッシュ・フローと移行日に算定された現在の割引率に基づく期待キャッシュ・フローとの差異の累積的影響を計算するために必要とされている。

2013EDでは、数年前に遡った時点で有効な契約に係る契約開始時点の割引率の算定方法を説明する指針が提供されている。

i) 保険者はまず、新たな要求事項に基づく移行日時点で有効な契約に係る割引率を算定するために用いる適切なイールド・カーブを見つけなければならない。少なくとも移行日前3年間



におけるイールド・カーブと近似する観察可能なイールド・カーブがある場合、保険者はそれぞれ関連する保険契約の当初認識日時点のポートフォリオに係る割引率として、その観察可能なイールド・カーブを利用しなければならない。

- ii) 上述の観察可能なイールド・カーブが存在しない場合、保険者は、移行日時点で決定された現在のイールド・カーブに最も近似する観察可能なイールド・カーブとの間のスプレッド(可能であれば少なくとも3年間にわたって平均化したもの)を利用する。この観察可能なイールド・カーブに、当初認識日にそのポートフォリオに適用されるべき割引率(ロックイン・レート)を算出するために適切なスプレッドを加減算した率を使用しなければならない。

**・移行日時点の有効契約ポートフォリオに係る移行日後の将来期間における収益認識。**新会計基準への移行に際して、保険者は、発効日以後の報告期間および表示するすべての比較期間の包括利益計算書において収益および費用の表示が要求される。保険者は、保険負債の特定の変動を参照して認識される収益の金額を見積るため、保険契約負債の構成要素の算定に用いる仮定を使用する。

**・以前に企業結合で取得した保険契約に係る経過措置の要求事項。**2013ED は、保険者に対して、企業結合で取得した有効契約を会計処理するために次の点を要求している。

- a) 該当する契約の開始日として、企業結合の日を用いる。  
b) 受け取った保険料として、企業結合の日における該当する契約の公正価値を用いる。

これが意味するのは、「OCI による解決策」の遡及アプローチおよびCSMに対する利息の発生計上の計算において使用されるロックイン割引率の見積りに関する重要な日付が企業結合の日であるということである。

さらに、企業結合により以前に取得した保険契約の修正再表示は、企業結合による利得または損失をのれんではなく利益剰余金で調整することが要求されている。

企業結合が相当古くまで、IFRS 第3号の発効前まで遡る場合には、公正価値の情報は実務的に入手可能ではない場合がある。このような状況において

は、CSM は利用可能な客観的情報を最大限に使用することによって見積られることになる。これは以下のような、様々な見積手法が含まれる。

- a) 既存契約を参照してCSMを見積る。その際、期間によってマージンが異なる額になる場合にはその要因を調整する。  
b) 類似する契約の収益性についての過去の仮定を使用し、CSMを見積る。

**・金融資産の再指定。**2013ED の経過措置で保険者は、新しい保険契約基準の適用により生じる測定または認識の不整合を除去または大幅に削減させる場合、金融資産をFVTPL区分に再指定することが、要求ではなく容認されている。さらに、保険者がすでにIFRS第9号を適用している場合、以下の処理が認められている。

- a) 売買目的保有ではない一部またはすべての資本性金融商品の公正価値の変動を表示するために、FVOCI オプションを使用することを選択すること  
b) 売買目的保有ではない一部またはすべての資本性金融商品の公正価値の変動を表示するためOCIを使用する過去の選択を取り消すこと

さらに、金融資産をFVTPLで測定するという過去の指定について、新しい保険契約基準の適用開始によりその過去の指定の原因となった会計上のミスマッチが解消する場合には、保険者は当該指定を取り消すことが要求される。

#### 移行に係る実務上の主要課題

経過措置をより実践的で費用対効果の高いものにするための実務上の簡便法と単純化を講じてもお、移行の実務は、特に何年も前に開始または獲得した有効契約のポートフォリオを保有する保険会社にとって、多くの実務上の課題を伴う莫大で負担の重い作業のままである。

多くの場合、修正再表示のためのデータは、ある程度長期またはロングテイルの保険契約については、例えばシステムやデータの変換により過去にデータを喪失、または企業の取得・売却やポートフォリオの移転といった様々な理由により、入手可能でないかもしれない。これらの場合、このような契約について客観的な情報を識別するための取り組みは最も



重要である。

移行日における CSM の計算に関する正確性のレベルを最大限にするため、保険者は、CSM が合理的に計算されるようにコホート単位(すなわち、同じ開始日で同じデュレーションを有する契約のグループ)で情報を収集しなければならなくなる。

このようなデータの採掘はいくつかの保険者にとって容易な作業ではなく、遡及計算のためのデータの収集方法を早期に立案することが賢明だろう。このような計画立案により、新しい基準書の発効日に先じて行うデータ収集につき込む時間や費用が大幅に減少するであろう。当該活動には例えば、契約の各ポートフォリオのために収集する必要のある特定のデータの識別および分類、さらにはこれらのデータの抽出元になるシステムやデータ・ウェアハウスの識別がある。

保険者の属する法域によっては、他にも考慮すべきことがある。例えば、ユーロ圏の保険者は、ユーロの採用以前に自国通貨建てで発行された契約からデータ収集することを考慮した方が良いであろう。

システムの観点からは、保険会社は現在のシステムやソフトウェア・アプリケーションが有効契約のポートフォリオについて新しい計算をサポートし実行できるかどうか、できないのであれば、新しい基準書の下で望ましい結果を得られるようにシステムをカスタマイズできるのかを検討する必要がある。

会計上の利益の測定に係る新しい基準書への移行は税務についてもいくつか関係する点があるものと思われる。新しい会計上の利益から税務上の利益への調整においては、これまでとは違った原則に基づいて算定された「新しい」会計上の利益を出発点とすることになる。保険者は新しい基準書への移行がタックス・プランニングと税務戦略に与える影響、および新しい保険会計上の利益が当期税金と繰延税金の数値にどのように影響するかを考慮する必要があるであろう。

保険会社には、保険契約の新しい基準書の公表日から強制適用日までの間に概ね 3 年の期間が与えられるだろう。早期適用は認められる。

## 測定に関する提案—基礎となる項目との契約上の連動がある契約のキャッシュ・フローの測定と表示

保険負債とそれに対応する金融資産の会計上の取扱いが異なる場合に、最も影響を受ける対象のひとつとして有配当契約がある。この型の保険契約は多様な様相を呈してきたが、それらすべてに、保険者が有配当ファンド区分で保有する金融資産に基づくリターンを保険契約者に与えるある種の契約上の取決めがある。有配当契約は、退職年金制度に資金を供給する保険契約の極めて一般的な形式となっており、また、生命保険業界にとって最も重要な負債であり、対応する資産のポートフォリオも同様に重要となっている。

2013ED では、保険契約が基礎となる項目のリターンと連動するキャッシュ・フローを有する場合、有配当契約の基礎となる資産との間で生じる会計上のミスマッチが除去されるよう、新しい測定と表示のアプローチが要求されている。

2013ED では、基礎となる項目とのキャッシュ・フローの連動が直接的に追跡可能な契約すべてを、有配当契約と分類している。この連動は保険者の裁量性に依存する場合もあろう(例えば、基礎となる項目からどの程度を保険契約者に割り当てるかの決定について、しばしば保険者が裁量性を有している)。2013ED ではまた、基礎となる項目へ参加する契約者の権利を定める契約上の取決めが、契約、法律または規制から生じる可能性があることを明確にしている。最終的に、基礎となる項目は、以下の1つに該当するものとして極めて広範囲に定義されている。

- i) 所定の保険契約プールまたは特定の種類の保険契約から生じるリターン
- ii) 保険者が保有する所定の資産プールの実現または未実現の投資リターン
- iii) 契約を発行している会社またはファンドの純損益

保険者の裁量によって保険契約者に分配される金額は、例えば、基礎となる項目がある期間において獲得したリターンの水準、競合他社の分配率、死亡率や事業費の実績などの要素に影響されるであろう。

2013ED では、2010ED で設けた割引率に関する以下の規定を維持している(2013ED 第 26 項(a))。

「(割引率は)重複や漏れを防ぐため、保険契約の測定に使用される他の見積りと整合的でなければならない。例えば、

a) 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期又は不確実性が、基礎となる項目に対するリターンに完全に又は部分的に依存している範囲で、負債の特性はその依存を反映している。したがって、当該キャッシュ・フローの測定に用いる割引率は、当該依存の程度を反映しなければならない。」

保険者はミラーリング・アプローチに従う単一の契約について異なるセットのキャッシュ・フローに分解する必要があるだろう。

しかし、有配当契約について 2013ED では、この内容よりさらに先に進み、基礎となる項目と直接的に連動するキャッシュ・フローの変動の測定と表示は、基礎となる項目の帳簿金額に基づくことを要求している。この要求事項の意図は、保険契約のキャッシュ・フローと基礎となる項目が経済的にマッチしている場合に、会計上のミスマッチを除去することである。この要求事項は保険負債のキャッシュ・フローの測定と表示が、基礎となる項目に適用される会計処理の鏡像となるため、「ミラーリング・アプローチ」と呼ばれている。

この要求事項はその他の保険契約のすべてに対して適用される全般的な測定の基礎(リスク加重された将来キャッシュ・フローの現在価値またはビルディング・ブロック・アプローチ—BBA)と完全に異なるものであり、2013ED では、この要求事項が、上述した「OCI による解決策」や CSM のアンロックも含むその他の要求事項すべてに優先されると規定されている。

これらの契約に適用される要求事項は、2013ED 第 66 項で定められている。そこでは、ミラーリング・アプローチに従うすべての契約のキャッシュ・フローの分解と、分解要素の会計上の取扱いを規定している。

1. 基礎となる項目に伴って直接的に変動するキャッシュ・フローは「ミラーリング・アプローチ」を使って会計処理され、測定と表示の両方が鏡うつしになる処理に従うこととなる。契約キャッシュ・フローのこの分解要素の変動に対する CSM のアンロックは認められない。
2. 基礎となる項目に伴って間接的に変動するキャッシュ・フロー、例えば、アンバンドルされない組込オプションおよび保証は、他のすべての保険契約に適用される BBA を用いて会計処理される。しかし、結果としての変動はすべて「OCI による解決策」や CSM のアンロックの恩恵を受けず、常に純損益で処理しなければなら

ない。

3. 基礎となる項目に伴って変動しないキャッシュ・フローは、「OCI による解決策」や CSM のアンロックを含めた BBA を用いて会計処理される。

これらの要求事項を適用する際の主要な会計的判断は、単一の契約の重要な部分であるキャッシュ・フローをどのように分解するかである。2013ED では、B85 項で分解の原則を提示している。そこでは、保険者はキャッシュ・フローを「測定が次の両方を行う程度を最大化する方法で分解しなければならない」と述べている。「(a) キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンにどの程度対応して変動すると予想されるのかを説明する方法で当該キャッシュ・フローを表現する、(b) 保険契約者が受け取る最低限の固定支払を最大化する。」

2013ED は B86 項でこの要求事項がいかに難題であるかを示している。そこでは、払込保険料 CU1,000 か、契約の当初認識時に購入した資産を超えて増加した金額の 90%のいずれかを保証した契約について、3 つの分解方法を提示し議論している。2013ED では、このうち 1 つだけしか分解に関する要求事項に合致しない理由が示されている。このアプローチの下では、上記(a)の原則を適用した結果、資産の 90%に相当するキャッシュ・フローがミラーリング・アプローチに従う(上記 1 のキャッシュ・フロー要素)。一方、払込保険料の保証部分は、上記(b)の原則に準拠して、CU100(当初保険料の 10%)の固定キャッシュ・フローと資産価値が CU1,000 を超える部分の 90%を回収するオプションがあるかのように分解される。この分解により最低固定キャッシュ・フロー要素(上記 3)が最大化されることになる。

この分解アプローチが実務的に意味することとして、このような計算を実行するのに必要な保険数理モデルがあげられる。保険数理モデルはこのような分解を実行するには設計されていない可能性が極めて高い。

この要求事項の実行により、他の実務的な課題が提示される。例えば、基礎となる資産が「遺児資産」(orphan estates)つまり、基礎となる有配当ファンドの未分配剰余が有効保険契約と特段連動していない場合のその会計処理が挙げられる。

2010ED で規定され、2013ED で再確認された「既存契約から生じる支払のうち、保険契約者に基礎となる項目に対するリターンへの持分を提供するもの

(第 33 項参照)。当該支払の支払先が現在の保険契約者と将来の保険契約者のいずれなのかは問わない」という原則(訳注:B66 項(k))が示唆しているのは、新しい基準書の下では、「遺児資産」に係る基礎となる項目は、たとえ現在の保険契約者へ分配がないと見込まれる場合でも、将来の保険契約者へのキャッシュ・フローを測定するために使用されるべきことが要求されているということである。

「ミラーリング・アプローチ」の導入とともに、2013ED では、キャッシュ・フローが基礎となる項目のリターンと直接的に連動すると見込まれるが、保険者が基礎となる項目を実際に保有することが(契約、法律または規制により)要求されないため「ミラーリング・アプローチ」に従わないその他の保険契約すべてに対する修正も導入されている。

このような場合、2013ED では契約キャッシュ・フローの分解は要求されていない。代わりに、契約全体は BBA で評価するが、例外的に、純損益に表示される利息費用を、状況により改定される割引率を使用して計算することが要求されている。割引率を改定する要求事項は、基礎となる項目のリターンの変動が契約から生じるキャッシュ・フローの金額に影響を与えるという保険者の予想の更新に依存する。改定された割引率と財政状態計算書上の保険負債の測定に使われる現在の割引率との差異は、「OCI による解決策」の要求事項を用いて、OCI で会計処理される。

改定する頻度は、保険者が契約を設計・管理する際に参照する、基礎となる項目に依存して変動する可能性が高い。例えば、インデックス・リンク型の保険契約では金利改定は頻繁に行われ、金利費用はほとんどが純損益で認識され OCI に未振替のまま残ることはほとんどないだろう。他の契約では、より安定的なアセット・ミックス(例えば、固定利付債のポートフォリオ)により積み立て、保険者の予想は元利キャッシュ・フローの流入を参照して保険契約者への給付を生じさせることであろう。この場合、たとえ市場金利が大幅に変動したとしても、保険者は純損益の表示に使う割引率を改定しないことが妥当である。

上記のとおり、割引率改定の要求事項は、契約キャッシュ・フローの価値が資産に依存するような保険契約のすべてに適用される。2013ED では、次の如何に係らず適用されることを明確化している。

a) 資産の予想リターンの移転が保険者の単なる

裁量権の行使の結果であるかどうか(つまり、裁量権のある有配当性かどうか)

b) 保険者が特定の資産を保有しておらず、2013ED 第 33、34 項で規定された「ミラーリング・アプローチ」が適用されないかどうか

結論として、「ミラーリング・アプローチ」は会計上のミスマッチに対処することを手助けするように設計され、理論的なメリットがあるように見える一方、実務的にそれを評価業務と保険数理モデルに実務上導入することは、特にキャッシュ・フローの分解について、保険者にとっての重大な運用上の課題を提示することになるかもしれない。

これら要求事項と 2010ED から再確認された要求事項との組み合わせの結果として、測定についてそれぞれ異なる要求事項が適用される、保険契約の 4 つの区分が生じることとなった。以下の表は、2013ED の保険契約の測定の分類をまとめたものである。

分類	測定に関する要求事項のまとめ
a) 保険事故発生前の負債を測定するための単純化されたアプローチを選択可能な契約	保険事故発生前の負債は、受け取った保険料を参照して測定される。発生保険金に係る負債の測定はBBAに従う。
b) 保険者が保有することを要求される基礎となる項目との連動が定められた契約(例:有配当契約)	適切な場合、保険負債は以下の3つに分解される ・「ミラーリング・アプローチ」が適用される構成要素 ・BBA を用いるが、すべての変動を純損益で認識する構成要素 ・BBA を用いる構成要素
c) キャッシュ・フローが基礎となる項目に依存するが、その基礎となる項目を保険者が保有することは要求されない契約(例:インデックス・リンク型契約)	・保険負債は BBA に従うが、純損益に表示する金利費用の計算に使用する割引率に関する原則を修正する(割引率をロック・インのまま維持するのではなく改定する要求事項がある)
d) キャッシュ・フローが基礎となる項目に依存しない契約(例:無配当契約)	・保険負債は BBA に従う

## 表示方法に関する提案—保険契約収益についての情報の表示

2013ED では、2010ED は保険者の活動量を包括利益計算書上の目立つ情報として扱っていないという批判を受けて、2010ED で提案された要約マージン表示を置換えている。

2013ED では以下が提案されている(1)BBA で測定されるすべての保険契約について計算結果を分解し、それによって収益の総額表示が「顧客との契約から生じる収益」に関する新しい基準書で規定される原則に従って達成されるようにする。(2)保険事故の発生にかかわらず契約者(または関連当事者)に払い戻す金額(つまり保険契約のすべての束ねられた預り金要素)を含む場合、保険契約から徴収される保険料を収益として認識することを禁止する。

保険契約に関する新しい基準書が常に意図していたのは、包括利益計算書における引受成績の表示を、現在開発中の基準書「顧客との契約から生じる収益」(2013年後半(訳者注:2013年9月23日時点のWork planでは2013年4Q)に公表されると見込まれている)と整合させることであった。2013EDの作成において明確だったのは、すでに2010ED

に含まれていた保険料配分アプローチ(PAA)について提案された表示方法が、保険契約の活動量を分析したいという財務諸表利用者のニーズに合致し、かつ収益に関する新しい基準書と整合するアプローチと見なされていたということであった。

しかし、2010ED に寄せられたコメントに基づき、BBA で測定される保険契約に関する活動量の情報を包括利益計算書本表に記載しないことは、財務諸表利用者にとって有益ではないという提案が示された。2013ED は BBA における保険契約収益の新しい定義を導入している。

この収益の金額を算出するために保険者は、事実上 BBA からのアウトプットを以下の2つに分離する財務報告モデルを構築しなくてはならない。

1. 残存カバーに係る負債(LfRC) —カバー期間にわたって契約者に対してサービスまたはカバーを提供するという保険者の義務を測定する。
2. 発生保険金に係る負債(LfC) —すでに発生している保険金請求を調査して支払うという保険者の義務を測定する。既発生未報告の保険金請求を含む。



収益の額は LfRC に関する変動から算定される。この負債は PAA の保険事故発生前負債とまったく同じ性質を持つ。しかし、長期性、期をまたいで発生するキャッシュ・フローの多様性、組込オプションおよび保証の存在により、保険収益として表示すべき LfRC の変動を分離する追加の要求事項が必要となる。

2013ED で導入されている 1 つ目の要求事項は、収益の額が、その期間のサービスの移転を反映する CSM の変動と、LfRC に対するリスク調整の変動を含むべきということである。前者は期首時点からの未稼得利益の予想解放額を表している。後者は将来のカバーのキャッシュ・フローの不確実性に関するリスク調整負債の変動である。リスク調整の変動は正值にも負値にもなりえる。これら 2 つの額の合計が、期首時点の LfRC に含まれる予想保険金に加算される。リスク調整の変動が負値となる可能性があるということはこれら 3 つの額の合計が 1 期間において負の収益をもたらすことがあり得るということである。この一例として、定期保険のポートフォリオにおいて死亡リスクが増加した状況（例えばパンデミックのリスク）で、リスク調整が著しく増加してその変動額が保険収益の他の要素よりも大きくなる場合が挙げられる。

説明のため単純なシナリオを用いる

定期保険ポートフォリオに係る負債が、以下のビルディング・ブロックを持つとする。

- ・ 期待キャッシュ・フローの割引現在価値 CU15,000。うち CU1,000 が当期に関連する。
- ・ リスク調整は CU100 と算定されている。
- ・ CSM は CU3,800 と算定され、うち CU800 が当期に純損益に認識される。
- ・ 当期にパンデミックリスクが発生し、不確実性の増加によりリスク調整が CU2,000 増加した。

### 分析

これらの変動を前提とすると、2013ED で要求されるのは、保険収益が期待アウトフロー CU1,000 + CSM の解放 CU800 - リスク調整の変動 CU2,000 を含むことである。結果として当期は負の収益 CU200 が計上されることとなる。

収益認識基準と同様に、収益認識のトリガーとなるのは履行義務またはサービスが顧客に移転されたときである。この「予想されるコストとマー

ジン」アプローチの使用は、2013ED が保険収益を他の取引と整合させるよう提案するためのものである。この手法は、保険契約の当初引受時の期日到来保険料（引受保険料）に基づき収益を表示する現行の方法とは明らかに異なるものである。

2013ED で定義された保険収益は、BBA が要求する計算の中では非明示的な期待アウトフローの解放パターンに大きく依存すると考えられる。例えば、カバー期間の終わりに向かって契約のアウトフローが大きく解放されると見込まれる場合、その契約の収益プロファイルはカバーの後半に向かって多額の収益を生じさせる可能性が高い。これは、必ずしも異なる利益プロファイルに変換されるものではない。CSM の解放は契約の下で提供されるサービスの移転を包括的に分析することで決定されるためである（2013ED 第 32 項参照）。前述のとおり、2013ED では、新しい収益の額は BBA で計算される利益を変えるものではないことが明確に述べられている。その代わりに、期間収益と費用を表示するために負債の変動を分解するのみである。

2 つ目の要求事項は、保険収益の額を他の取引に関する各基準書の要求事項と比較できるようにするという目的を達成するためのものであり、期中に支払われたあらゆる預り金要素を期待キャッシュ・アウトフローから除外することである。2013ED は B90 項 (a) で、保険収益が含むものとして以下のように説明している「当期のカバーに関する予想保険金及び費用の最新の見積り(第 60 項 (a) 及び第 60 項 (d) に従って直ちに純損益に認識したものを除く)。当該金額は、保険金請求が発生する前の予想保険金及び費用の最新の見積りに関するものであり、予想保険金の最新の見積りに含まれている投資要素の返済を除外する。」

3 つ目の要求事項は上記の第 60 項 (a) と第 60 項 (d) への参照から派生している。これらの条項はそれぞれ、契約開始時で不利になると見込まれる契約のポートフォリオに関する期待キャッシュ・フロー、および CSM を調整することにならない将来キャッシュ・フローの見積りの変動に関する期待キャッシュ・フローと関連している。「初日損失」のポートフォリオに関して、2013ED は、BBA で計算される負債から、契約が不利となる状態を引き起こす期待キャッシュ・フローの一部を分け、保険契約収益が適切な期間において解放される時にその計算から除外するよう要求している。これらの期待キャッシュ・フローの識別は、「損益分岐」レベル（例えば、そのような予想キャッシュ・フローの 80% 部分だけが BBA 負

収益認識基準と同様に、収益認識のトリガーとなるのは履行義務またはサービスが顧客に移転されたときである。

債に含まれる場合には「不利な契約」とはならない)へのキャッシュ・フローの配分を通じて、収益計算のためのインプットにその配分要因を用いることで解決される可能性が高い。この要求事項の背後にある原則は、これらの追加的なアウトフローはいかなる保険料によってもカバーできず、したがって保険者の収益としての特徴を持ちえないということである。この原則は、CSM のアンロックから除外されたためにすでに純損益に計上された BBA 負債の変動を分離するよう要求する第 60 項(d)にも適用されている。これらの変動の一例として、オプションおよび保証から生じる有配当契約負債の変動が挙げられる。

「ミラーリング・アプローチ」の節で説明したように、基礎となる項目に間接的に連動するキャッシュ・フローは BBA を用いて測定され、常に純損益で会計処理される。

4 つ目の要求事項は、保険契約の測定に契約キャッシュ・フローとして含まれる新契約費の配分を費用として表示しなければならないというものである。この配分は、CSM の期間配分に用いたものと同じ基準で行われる。言い換えると、保険収益の額に含まれる CSM の変動額は、新契約費の償却費用を表示できるようにするために「グロスアップ」される。この要求事項は、顧客との契約から生じる収益に関する新しい基準書に関する決定事項に従ったものであり、これによれば、すべての企業は、契約を獲得するために発生した直課可能な新契約費を資産計上し償却しなければならないと明記されている。

保険収益の新しい提案では、LfIC の変動は収益の計算から除外されている。多くの場合、これら 2 つの負債の区別は明確である。なぜなら LfIC は即座に決済されるため BBA 負債全体が LfRC に関するものとしても保険者にとって実質的に問題がないからである。ある場合にはより複雑となる。例えば個人を対象に退職年齢までの就業不能リスクをカバーする保険契約では、契約者は将来の期間についてのカバーを受けると同時に過去の保険事故に対しての補償を受け取ることになる場合がある。このような場合、2013ED ではリスク調整負債の配分を含め、負債全額を分割することが要求されている。保険金処理ではなくカバーこそが契約者が購入したサービスであるという原則に従い、CSM 負債全額が引き続き LfRC に関連するものとなる。

最後に、2013ED は保険収益を裏付けるための新たな開示を要求している。それには以下が含まれる

・74 項は、保険契約の期首残高から期末残高への調整表を表形式で以下の 3 つの保険負債の構成要素それぞれについて作成することを要求している

- LfRC 以下の負債に含まれる額を除く
- LfRC のうち純損益に直ちに認識される金額に起因するもの(第 60 項(a)に関する先の議論を参照)
- LfIC

これらの表形式の調整表はすべて、発行した保険契約と保有する再保険契約に分けて別個に作成しなければならない(75 項が再保険契約に関して同様の要求事項を規定している)。

・上記のそれぞれの調整表について、78 項では、上記以外に、受け取った保険料(または保有している再保険契約について支払った保険料)、支払った保険金(または保有している再保険契約により受け取った再保険金額)および第 60 項の要求に従い純損益に認識したこれらの額(第 60 項(a)と第 60 項(d)について前述したもの)を表す金額を含めることが要求されている。

・保険収益と当期に受け取った保険料との間の差異を説明するための調整表(第 79 項)

・保険収益の計算の完全な調整表(第 81 項(a))。ここでは、当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられた以下のインプットの開示が要求される

- i. 投資要素を除く当期に係る期待キャッシュ・アウトフロー
- ii. 当期に配分された新契約費
- iii. 当期におけるリスク調整の変動
- iv. 当期に認識された CSM の金額

## 結論

2013ED の公表は、保険契約に関する新しい基準書の開発の中で大きな前進を示すものである。コメントが求められている変更点はすべて、財務諸表の作成者と利用者の双方が 2010ED で識別した懸念について、IASB が理解しようと努めた直接の結果である。可能な限り多くの利害関係者のニーズに沿った新しい基準書を作成することに傾注した結果の 1 つが、アウトリーチ活動を完了させるために数ヶ月遅れていたプロジェクト工程表を延長したことである。言うまでもなく、IASB が単独でこれらの変更点について対処してきたわけではない。契約期間にわ

たつて保険契約の経済的な状態を反映するような保険契約の業績の忠実な表現を生み出すことへの不断の言及が、重要な判断尺度であり続けた。特に、顧客との契約から生じる収益に関する新しい基準書を参照し続けたことが、CSM のアンロックと保険収益の表示に影響を与えた。資産・負債間の会計上のミスマッチと保険契約の長期性という特に重要な論点が、現在の割引率の変動を OCI に表示する提案と「ミラーリング・アプローチ」の開発につながった。

IASB がそのプロセスの最終段階にほぼ到達すると同時に、FASB は米国会計基準を刷新する最初の公開草案を公表した。いくつかの重要な論点についてIASBの提案とすり合っていないが、FASBのモデルは 2013ED と広い範囲で似通っており、IFRS と米国会計基準の保険契約に関する現行会計実務と比較するとコンバージェンスに向けて貢献していると思われる。

新しい経過措置に関する要求事項は2つの提案の間で実質的に同一であり、IASB と FASB が満場一致で承認した実践的な指針が用意されると思われる。この事実からこれらが改訂されることはないと考えられる。

コメント期間と並行して、IASB は、以下の 3 つの具体的な目的を達成できるよう、2013 年 7 月 2 日にフィールドテストを開始した

- ・ 改訂された提案が実務でどのように機能するかを理解すること
- ・ 2010ED の当初の提案と比較して、改訂された提案に従う場合のコストと運用上の課題を評価すること
- ・ 改訂された提案は、保険契約を発行する企業とその財務諸表利用者とコミュニケーションするのにどのように役立つかを評価すること

IASB はいくつかの国の会計基準設定主体と連絡を取っており、彼らが新しい保険契約会計基準の要求事項の影響度を評価することに興味がある場合にはフィールドテストの実施に協力している。

最後に、IASB は、2013ED について世界中の利害関係者から直接意見を聞くために今年の 9 月から 11 月の間に広範囲なアウトリーチ活動を実施することも公表している。開催日程は調整中であり、開催

地はヨーロッパ、アフリカ、アメリカおよびアジア・オセアニアとなると予想される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。